

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 特に配慮すべき風致景観及び自然環境

本公園は、活発な火山活動を続ける火山とカルデラ湖の景観を基調とする公園であり、2管理の基本方針による「将来目標」の達成に向けて、特に国立公園として配慮すべき風致景観及び自然環境を以下のとおり抽出し、対応方針を次のとおりまとめた。

(ア) 樽前山

樽前山は比較的短時間で山頂まで到達可能でありながら、活火山の様相、世界的にも珍しい樽前山熔岩円頂丘、高山植物を見ることができ、また展望が良いこと等により、多くの登山者が利用している。七合目から頂上にかけては、高山植物の群生地が広がり、約90種の植物が確認されている。また、火山活動の活発化に伴い外輪山内側への立ち入りが規制されたことで、外輪山内の植生については回復傾向にある。

しかしながら、多くの登山者の利用により登山道の拡幅や荒廃、高山植物の踏み荒らし、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ)の持ち込み、ゴミ等の投棄といった課題が生じている。このため、関係各機関と共に現状及び課題について情報を共有し、今後の適正管理のあり方を検討する。

また、樽前山は、多くの登山利用が行われていることから、樽前山火山砂防事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分配慮した工法を検討する。

(イ) 恵庭岳

昭和47年の札幌オリンピック冬季大会滑降競技の会場となった恵庭岳は、(財)日本体育協会によって、競技場跡地の復元工事が行われた。復元工事は、昭和48年から50年に植栽等の緑化工事が行われ、その後昭和61年まで保育作業が行われた。今後は、必要に応じて関係機関とともにモニタリングの実施を検討する。

(ウ) 羊蹄山

羊蹄山は独立峰であり、標高1,500m以上の山としては、北海道では最も南に位置する山であることから分布の南限にあたる昆虫が多く見られる。植物では370余種が確認されており、高山植物帯を含む一帯は国指定天然記念物となっている。

また、植生の垂直分布が比較的明瞭であることも特徴の一つであり、山麓から山頂に至るまで広葉樹林帯、針広混交林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯、高山帯(お花畑、ガレ場など)と変化する森林景観が見られる。

多くの登山利用者が訪れることから、登山道周辺の植生の保護に関係機関と共に努めるとともに、その美しい山容と森林生態系が維持されるよう、関係機関や学識経験者等と調整を図る。

(エ) 有珠山とその周辺火山

有珠山は20世紀に4回もの噴火をした活発な火山であり、噴火年代及び場所毎に噴火の痕跡となる地形や噴気現象及び植生の回復状況の移り変わり等が見られ、世界的にも貴重な地形地質資源とされている。一方、噴火後の災害復旧事業や地盤安定にかかる緑化事

業によって噴火によって生じた地形や植生が一部変化している。

また、植生の回復によって園地等の利用者から変化した火山地形が望見しにくくなることが懸念されている。自然の植生遷移によって園地等の利用者から地形地質資源が望見できなくなる恐れのある場合等には、周囲の自然環境や利用状況を考慮した上で、その保全方法について学識経験者や関係機関と協議し、連携して維持保全の方法を検討する。

なお、緑化に際しては、有珠山周辺の植生に誘導できるような工法や緑化植物種の選定を検討する。

南側火口原については、噴火後の植生や地形等の推移を見守る場として保存するよう調整を図る。

今後、有珠山については噴火等が想定されることから、重要な地形地質資源について学識経験者等と協力して、関係機関や地元 NPO 等との情報の共有化を図る。

洞爺湖温泉地区の都市計画施設の整備に当たっては、周囲の自然環境と調和した施設とするよう調整を図る。

(オ) カルデラ湖の水質等環境保全

①支笏湖

公共用水域水質測定結果では例年トップクラスの水質を誇っており、下水処理施設の完備等、地域住民・自治体の努力により非常に良好な水質が保たれている。また、湖面での動力船規制により、閑静な湖水空間が保たれている。

今後もこの環境が維持されていくよう、関係機関とともに対応する。

②洞爺湖

昭和14年に電源開発を目的として長流川から洞爺湖へ導水管が敷設され、これにより上流にある硫黄鉱山から強酸性廃水が洞爺湖に流入したため、昭和45年にはpHは5.3まで低下し、湖に生息している生物は激減した。しかし昭和47年から消石灰により硫黄鉱山廃水の中和処理を行っており、また昭和52年、平成12年の噴火による降灰によりpHは上昇し、現在はpH7程度を推移している。

また、洞爺湖温泉地区や洞爺地区の下水道化により、近年では良好な水質が保たれている。

今後も洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

③倶多楽湖

公共用水域水質測定結果では、例年非常に化学的酸素要求量(COD)の数値は低く、また平成3年の自然環境保全基礎調査では透明度2.2mと全国で2番目に透明度が高いことが示され、非常に良好な水質が保たれている。原生的な倶多楽湖は、流出・流入河川もなく神秘的な湖を構成していることから、今後も引き続き、この環境が維持されていくよう、関係機関に働きかける。

(2) 関連施策との連携

支笏洞爺国立公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく各種関連法令やそれに基づく施策によって行われていることから、関係機関、NPO、地域住民、研究者等の各主体の協力の下、さらに密接な連携に努め、効果的な推進を図る。

(ア) 野生動植物の保護管理

本公園内では、良好な自然環境が維持され、北方系の動物が数多く生息している。一方、エゾシカ等による自然植生への影響、特定外来生物をはじめとする外来種（国内移入種を含む。）の侵入・定着による生態系への影響が懸念されている。このため、関係機関等と連携し、野生動植物の保護管理に必要な施策の導入を図る。

①鳥獣保護区の指定・管理

本公園内では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき 7 箇所の道指定鳥獣保護区が指定され、鳥獣の保護と生物多様性の確保が図られている。これらは、大規模な生息地として、また森林鳥獣の生息地、集団渡来地として設定され、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、特別保護地区においては、開発行為についても規制されている。

②エゾシカ対策

エゾシカの個体数は、近年増加を続けており、本公園内でも支笏湖地域を中心に道路上からも度々目撃されるようになってきている。これに伴って、樹皮の食害による森林景観への影響が懸念されるほか、道路利用者の車とシカとの衝突事故等も発生している。このため、個体数や被害状況の推移を踏まえながら、必要に応じて鳥獣関係機関等と連携し対策を検討していく必要がある。

また、洞爺湖中島に生息するエゾシカは、昭和 32 年に初めて中島に持ち込まれ、個体数は爆発的増加と減少を繰り返している。その影響として食害により嗜好性の高い林床植生の衰退・消失が激しく、ハンゴンソウ、フッキソウなどの不嗜好植物を中心とした林床植生に変化している。

エゾシカ対策は昭和 50 年代から関係機関からなる「洞爺湖エゾシカ対策協議会」により対策が図られており、自然環境調査、生息数調査及び個体数調整が行われた。エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関により対策が検討されている。

③特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている種については、本公園内では、支笏湖、洞爺湖でのウチダザリガニ、支笏湖や洞爺湖周辺の森林などでのアライグマ等が確認されている。また公園外の周辺では農家のビニールハウス栽培が多く見られ、そこで利用されているセイヨウオオマルハナバチの国立公園内への侵入が懸念される。今後、特定外来生物の公園内への侵入が確認された場合は、必要に応じて防除活動を実施する。

ウチダザリガニについては、支笏湖、洞爺湖においてグリーンワーカー事業及び防除従事者による駆除作業を行った。また、アライグマ及びオオハンゴンソウについても支笏湖周辺においてグリーンワーカー事業を実施した経緯がある。在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来種（国内移入種を含む。）の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めると共に、分布状況についてモニタリングを行い、関係機関と連携し防除等対処を行う。

（イ）文化財保護法に基づく自然保護施策

本公園内には、国指定特別天然記念物の「昭和新山」、国指定天然記念物の「後方羊蹄山の高山植物帯」と「登別原始林」、道指定の天然記念物「樽前山熔岩円頂丘」がある。指定された天然記念物は、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには文化庁又は北海道教育委員会の許可が必要となる。利用者の立入により自然環境に影響がある場合等について、必要に応じ関係機関と連絡・調整を図る。

（ウ）森林法等に基づく森林の保護施策

本公園内には林野庁所管の国有林野が9割を占め、また公有林や民有林もある。

林地の多くは保安林に指定されており、樹木の伐採や土石の採掘、土地の形質変更の行為に制限がある。

オコタンペ湖を含む一帯は、漁岳周辺森林生態系保護地域が設定されており、自然生態系の保全が図られている。なお、平成16年の18号台風による支笏湖周辺の被害地の森林復旧のための森林整備が行われている。

（エ）景観法施策との連携

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、国立公園の景観の保護について連携を図る。

（3）一般公共施設との調整

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行う。